

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

担当課	陳情事項	回 答
	【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。	
	1、安心できる介護保障	
	★（1）介護保険料・利用料など	
介護保険課	①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	令和3年度から令和5年度までの間の介護サービスに係る費用を見込んで、その3年間の介護保険料を設定しておりますので、介護保険料を引き下げることは考えておりません。また、保険料の段階は国基準より多い11段階で、低所得者の倍率は国と同一です。第1段階～第3段階の方については、令和元年度から保険料軽減を行っており、現時点で拡充は考えておりません。
介護保険課	②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。	国の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の保険料の減免を行っており、前年所得ゼロ・マイナス世帯まで対象を拡大することは考えておりません。また、現時点では、所得減少の減免要件の拡充は考えておりません。
介護保険課	③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	保険料について、生活保護基準以下、介護保険法63条の適用を受けている人を対象とした市単独の減免制度を実施しておりますが、さらなる拡充は、現時点では考えておりません。
介護保険課	④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	利用料について、現時点では、市単独での拡充は考えておりません。
介護保険課	⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。	施設入所時の食費及び居住費の利用者負担の軽減については、特定入所者介護サービス費の支給及び社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度があるため、現時点では、市独自の補助制度の創設は考えておりません。
担当課	★（2）介護保険サービス	回 答
介護保険課	①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。	厚生労働省令等により、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助が中心である訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこととされています。市では、届出の内容を確認し、必要に応じた介護サービスが提供されているかチェックしています。
介護保険課	②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。	総合事業の現行相当サービスは、平成29年4月1日からはじまった「新しい総合事業」のサービスの1つですが、適切なケアマネジメントのもと、個々の利用者に過不足なく真に必要なとする支援が提供されるように支援を行っております。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2022/9/6

<p>介護保険課</p>	<p>③福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。</p>	<p>例外給付とは、要介護1、要支援1及び2の方が原則として非対象とされている福祉用具の貸与を例外として給付対象とすることです。 身体状態に変化があり、福祉用具を貸与することで自立支援につながると考えられる場合については、国が示しているとおり、医師の医学的所見を基にサービス担当者会議で検討した結果、必要だと判断された福祉用具貸与に伴う例外給付確認書（医学的所見・サービス担当者会議の資料等要添付）の提出を求め、その必要性を確認しております。そのため、手続きを簡素化することは考えておりません。</p>
<p>健康生きがい推進課 地域包括ケア推進課 介護保険課</p>	<p>④多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。</p>	<p>住民が主体となって地域で介護予防活動に取り組めるよう、高齢者サロンや地域の集いの場などへ理学療法士や歯科医師、歯科衛生士などの専門職を派遣する事業を行っています。また、小牧市リハビリテーション連絡会に協力いただき、原則、月2回、定期的に「こまき山体操」を体験・実践していただく場を設けるなどして、地域で介護予防に取り組んでいただく活動を支援しています。 また、フレイル予防を推進するため、令和4年度は、住友理工株式会社と連携し、市民のご自身の身体状況を知ってもらう機会として、フレイルチェックを実施していきます。更に、市内6圏域において、教室をきっかけとした地域におけるフレイル予防及び参加者の生きがいづくりにつながるような事業を展開していきます。 また、多様な担い手による介護予防・生活支援住民主体サービスの充実を図るため、介護予防・生活支援住民主体サービス事業補助金制度を創設し、サービス実施団体へ補助を実施しております。第8次小牧市高齢者保健福祉計画において、要支援者などの自立した生活を支援することができるようサービス量を見込み、適正に制度を運営することができる保険料の額を設定し、市が負担すべき額を一般財源から繰り入れ必要な事業費を確保しております。</p>
<p>担当課</p>	<p>(3) 基盤整備</p>	<p>回 答</p>
<p>介護保険課</p>	<p>★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。</p>	<p>第8次小牧市高齢者保健福祉計画では、第7次に引き続き、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活を送り続けられ、介護保険制度が継続して運営していけるよう将来を見据えた施設等整備計画を定めました。現在、第8次計画に基づき、公募によりグループホーム1か所の施設整備を進めています。今後も待機者調査を行い、バランスの取れた計画を定めていきたいと考えております。</p>
<p>介護保険課</p>	<p>②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。</p>	<p>平成27年4月1日以降の施設への入所については、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、本市では「小牧市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」を定め、市のホームページで周知を行い、指針に基づき施設から意見を求められた場合は、要介護1・2の方でやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難である等、特例入所者であるかの判断をしております。</p>

担当課	(4) 高齢者福祉施策の充実	回 答
地域包括ケア推進課	①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。	高齢者サロンへの助成については、社会福祉協議会と連携する中で実施しています。令和4年8月1日現在、81箇所の高齢者サロンがあります。今後も増えることが予測されますが、助成内容についてはその状況をみながら実施してまいります。 認知症カフェへの助成については、平成29年度より開設準備経費と運営に係る経費の補助金を設けています。このうち、運営に係る補助金につきましては、運営状況の実態から、住民主体の認知症カフェについては、月額2,000円の補助だったところを平成30年度からは月額4,000円の補助へ拡充し、現在も継続して実施しているところです。
介護保険課	②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修費の受領委任払い制度は実施しております。なお、福祉用具購入費の実施については、価格が低廉ということ、高額介護サービス費は、各サービスの合計額で対象を判断するため、受領委任払いが困難でありますので、現時点では、受領委任払い制度の導入を考えておりません。
地域包括ケア推進課	★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。	加齢性難聴は、加齢以外に直接的な原因が認められない難聴のことで、補聴器で聞こえを補うことが可能であります。難聴については、厚生労働省が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において認知症の危険因子の一つとして挙げられるなど、近年、難聴と認知症の関係は注目されています。しかしながら、補聴器で聞こえを補えば認知機能の低下が抑制できるのかどうかまでは明確になっておらず、研究が続けられています。 したがって、助成制度の導入につきましては、補聴器による認知機能低下予防の研究結果等をいましばらく注視していきたいと考えております。
担当課	★(5) 介護人材確保	回 答
介護保険課	①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	処遇改善のための独自の施策については、現時点では実施していませんが、安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう、県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
介護保険課	②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。	人員については、国が定めるサービスごとの人員基準を下回ることをしないよう指導していますが、安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう、県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
担当課	★(6) 障害者控除の認定	回 答
介護保険課	①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものでありますので、身体等の状態により該当とされる方を障害者控除の対象とし、個別に認定書を送付しています。従いまして、現時点ですべての要介護認定者を対象とすることは考えておりません。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2022/9/6

介護保険課	②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものであります。身体等の状態により該当とされる方には個別に認定書を送付していますので、すべての要介護認定者に自動的に個別送付することは考えておりません。
担当課	2. 国保の改善について	回 答
	★(1) 保険料(税)の引き下げ	
保険医療課	①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。	平成30年度国保制度改正に伴い、国は国保財政の健全化を図るうえで、赤字補填を目的とする一般からの繰入金を計画的に削減・解消することとしています。そのため、本市としても、赤字補填目的の一般会計からの繰入金を削減・解消するため、保険税率等の見直し方針に基づき平成30年度から保険税率の改正を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済・雇用情勢への影響や、急激な保険税負担増に配慮しつつ、今後も国が示す繰入金削減・解消を如何に進めていくか慎重に検討したいと考えています。
担当課	★(2) 保険料(税)の減免制度	回 答
保険医療課	①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。	本市は従来より、身体・精神障害、知的障害、母子・父子家庭医療受給世帯、所得減少世帯等を対象とした各種減免制度を実施しています。
保険医療課	②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。	均等割については、国保加入者すべてに賦課することが地方税法(地方税法第703条の4)で定められており、18歳未満の子どもについても均等割の対象となっております。また、「一般会計からの法定外繰入での減免」が「繰入金の増額による減免」を指しているのであれば、上記①のとおりです。なお、未就学児については、令和4年度から均等割5割軽減を実施しています。
保険医療課	③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。	所得ゼロまたはマイナスの世帯については、低所得軽減を実施しているため、さらなる減免の予定はありません。コロナ減免は国から示されている基準で実施しております。既存の減免制度はコロナ減免とは別制度であり、要件を見直す予定はありません。
担当課	(3) 傷病手当金	回 答
保険医療課	①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。	新型コロナウイルス感染症に感染した方に対する傷病手当金については、国の示した財政支援の範囲内で実施するものと考えていますので、事業主や新型コロナウイルス感染症以外の傷病について対象とする予定はありません。
保険医療課	②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。	

担当課	★（４）資格証明書・短期保険証・差押え	回 答
保険医療課	①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。	資格証明書の発行については、長期に保険税を滞納している方との面談の機会を増やし、納税相談等を行うためのもので、収納額を保持し健全な国保財政の運営には必要なものと考えております。納税相談等によりやむを得ず保険税を納められない状況であることが確認できた方には短期証交付基準により正規の保険証又は短期保険証を交付します。
保険医療課	②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	保険税未納がある方へは納税相談の機会を設けており、その中で生活実態の把握に努めつつ支払い可能な額での分納誓約等の手続きを実施しています。差し押さえについては、納税相談等において把握する生活実態等の状況も勘案しております。また、短期保険証については交付基準により、未納の税額に対する納付の割合や分納の履行状況に応じた有効期限を定め交付していますが、税負担の公平性の観点からも適切な運用と考えております。
保険医療課	③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。	未納のある方には、納税相談の中で生活実態の把握に努め、収税課と調整しながら、地方税法第15条の適切な運用を行っていきます。
担当課	（５）一部負担金の減免制度	回 答
保険医療課	①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	平成27年4月1日より、災害による被害を受けた方に加え、事業の休廃止、失業その他の理由により収入が激減するなど、一部負担金の支払が困難となった方に対する減免を拡充しました。
保険医療課	②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	現行の一部負担金の減免制度につきましては、市ホームページ等にて、広く周知を図っています。

担当課	(6) 高額療養費の申請手続を簡素化	回 答
保険医療課	①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	令和4年1月診療分から、高額療養費支給申請手続を簡素化しました。簡素化対象者は初回のみ申請書を提出いただき、2回目以降は自動的に登録口座へ振り込みしています。
担当課	3. 税の徴収、滞納問題への対応など	回 答
収税課	税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	財産の差押にあたっては、法令を遵守し実施しております。また、未納のある方には、納税相談の中で生活実態の把握に努め、地方税法第15条の適切な運用を行っております。
担当課	4. 生活保護について (1) 生活保護制度	回 答
福祉総務課	①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。	生活保護の申請につきましては、生活保護法に基づいて対応しております。保護申請後は、概ね2週間程度の期間に必要な調査を行った上で、出来るだけ早く対応しております。
福祉総務課	★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や広報を強化してください。	生活保護に関する事項の紹介や窓口への案内を市HPに掲載するとともに、生活保護のしおりを書架に配置し、相談者の来庁・電話等の折にふれ、引き続き制度の案内・周知に努めています。
福祉総務課	★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	扶養照会は、存在が確認された扶養義務者について、要保護者からの聞き取り等により扶養の可能性の調査を行うものであります。生活保護の「扶養義務履行が期待できない者」の判断基準については、国からの通知にて該当に係る判断についての考え方が示されておりますので、扶養の可能性がないもの等と判断された場合は扶養照会を行わないものであります。
福祉総務課	④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。	住居のない受給者の場合、緊急連絡先や保証人になってくれる人がいないなどを理由に新たな居住地を見つけることが困難となる場合もありますが、市から様々な情報提供を行い居住地探しを支援しています。なお、市が把握している生活保護施設は、原則「個室」です。
福祉総務課	★⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。	エアコンを設置していない生活保護世帯がいた場合、健康に支障をきたさないようエアコンの設置を呼びかけています。また、エアコンの購入・設置代につきましては、生活保護法による保護の実施要領に基づき、適正な一時扶助費の案内と支出に心がけています。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2022/9/6

福祉総務課	⑥窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	窓口対応、相談等には、専門知識を有する者（社会福祉士、保健師を含む。）や社会福祉主事の資格を有するケースワーカーが対応しており、外部委託は行っておりません。今後も国の基準に基づき、適正な配置に努めてまいります。また、生活保護関係職員については、資質向上のため積極的に研修に参加するように努めております。
福祉総務課	⑦単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。	保護系には保健師を含む4名の女性職員が在籍しており、うち1名がケースワーカーとして配置しています。女性からの窓口での相談や家庭訪問の際も、同性の対応を希望された場合に柔軟に対応できるよう努めております。
担当課	(2) 生活困窮者支援	回 答
福祉総務課	①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。	直営で実施し、関係機関と連携を図りながら対応しております。
福祉総務課	②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。	相談件数の増加に伴い、受付補助及び事務処理補を行う職員を新たに配置しております。また、相談員には、必要な研修を受講した相談支援を適切に行うことができる人材を配置しております。
福祉総務課	③生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。	国の制度に基づき、生活困窮者自立支援金を支給しております。現時点では、市単独での拡充は考えておりません。
福祉総務課	④生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。	生活福祉資金の特例貸付については、国の制度に基づき、社会福祉協議会が実施しているもので、市独自の対応は考えておりません。
担当課	5. 福祉医療制度	回 答
保険医療課	★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	子ども医療については、令和4年9月診療分から拡充しました。他の福祉医療制度については、現行制度の維持に努めてまいります。
保険医療課	★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	本市においては、令和2年4月診療分より、高校生等（18歳年度末まで、※就業者含む。）の入院医療費について、現金給付で助成を開始しましたが、令和4年9月診療分からは、助成対象を通院医療費まで拡大するとともに、助成方法についても従前の現金給付（償還払）から現物給付（窓口無料化）を実施しています。入院時食事療養費の標準負担額を助成対象とする考えはありません。
保険医療課	★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。	本市においては、自立支援医療（精神通院）の県内医療機関受診分に係る自己負担額（原則1割・所得に応じ自己負担上限額あり）については、現物給付で助成をしております。
保険医療課	④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	本市では、「ひとり暮らし高齢者で住民税非課税世帯」を対象者としておりますが、単に住民税非課税を理由とする助成は考えておりません。
保険医療課	⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	福祉医療制度における妊産婦医療費助成制度の創設については、考えておりません。

担当課	6. 子育て支援 (1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進	回 答
こども政策課	①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。	子どもの貧困対策計画を抱合した第2期小牧市こども・子育て支援事業計画を令和2年3月に策定し、当該計画に沿って関連施策の取組を進めております。当該計画は令和2年度から令和6年度の5年間を期間としており、中間年度である令和4年度は、国の示す基準や各施策の進捗状況を踏まえ、小牧市こども・子育て会議にて意見をいただきながら量の見込みや取組内容等、計画の中間見直しを行います。
こども政策課 子育て世代包括支援センター	②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。	小牧市子ども・子育て支援事業計画は、ひとり親家庭の子どもを含むすべてのひとり親家庭の自立支援を推進するためにその内容を抱合し策定しています。また、単独の自立支援計画の策定はないものの、母子・父子自立支援員を配置し、生活や自立、貸付などに関する相談などを行っています。また、ハローワークと連携し、対象に応じた自立支援プログラムの策定事業を実施するとともに高等職業訓練促進費の支給などの就労支援や愛知県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を活用した修学や修学支度の支援や、母子家庭等日常生活支援事業を行っています。また、平成29年度からは、ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業と、ひとり親家庭等のこどもが大学等に入学する際の準備に必要な費用の一部を助成する、ひとり親家庭等入学支援金給付事業を実施しています。
こども政策課	③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	十分な教育環境に恵まれないために、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に、一定レベルの学力が定着できるようになるための学習支援活動として、平成29年度より学習支援事業「駒来塾」に取り組んでいます。児童・生徒の居場所づくりについては、引き続き、青年の家、児童館などで取り組んでいきます。こども食堂については、予算上の支援は実施しておりませんが、運営希望者や支援希望者の相談等を受け付け、関係各課や社会福祉協議会と連携し、情報提供や周知の支援等を行っています。
担当課	(2) 就学援助制度の拡充	回 答
学校教育課	①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	本市では、生活保護基準に市独自基準を加算し、1.3倍した金額を目安としているところであり、現時点では、基準を見直す考えには至っておりません。平成30年10月に行われた生活保護基準の見直しに伴う本市の基準の見直しも行っておりません。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2022/9/6

学校教育課	②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	国の補助限度単価により、クラブ活動費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費を支給しております。
学校教育課	③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	周知においては、市ホームページや学校を通じて年度途中でも申請ができることを案内しております。 支給内容については、国の基準に準じて実施しております。
担当課	★(3) 子どもの給食費の無償化	回 答
学校給食課	①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。	2022年9月より多子世帯の経済的負担軽減を目的に、同一生計でこどもを3人以上扶養している保護者に対して、第3子以降のこどもの給食費の無償化を行います（行っていません）。 2022年9月より給食費を1食当たり小学校235円を270円の35円増、中学校270円を300円の30円増と改定します（しました）が、令和4年度に限り国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して値上げ相当分に充当するため、保護者負担額に変更はありません。
幼児教育・保育課	②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。	本市の独自施策として同一生計世帯の第3子以降の子に対する副食費が無償となる補助制度を実施しております。食材料費高騰分の支援については、県の補助制度を受け、市内私立保育園等を対象とした補助金を創設し支援します。（県が直接支援する私立幼稚園を除く）公立の保育園については、現時点で給食費の値上げは予定しておりません。
担当課	(4) 保育施策の抜本的拡充	回 答
幼児教育・保育課	★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。	公立施設の廃止・民営化・統廃合については、令和2年3月に策定した「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」の中の保育園の適正配置・整備の基本的な考え方に基づき、計画的に進めていきます。
幼児教育・保育課	★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。	認可保育所の整備・増設については、令和2年3月に策定した「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」の中の保育園の適正配置・整備の基本的な考え方に基づき、計画的に進めていきます。認可外保育施設等については、県の実地指導調査に同行し、保育の内容を確認したうえで、必要に応じて助言を行っています。
幼児教育・保育課	③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。	企業主導型保育事業による保育施設への実地指導については、県および公益財団法人児童育成協会が適宜実施しており、必要な連携を行っています。また、保育面での助言等についても、実地指導に同行するなど、適宜実施しております。
幼児教育・保育課	④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。	保育士の配置や保育室の面積の基準については、国の定める基準に基づき適正に対応しています。また、保育士の配置については、1歳児について基準を上乘せして園児5人につき保育士1人を配置しており、延長保育や障がい児対応の保育士を加算し配置しています。また私立の保育施設に対しても同様に充実した人員配置を求めています。

担当課	7. 障害者・児施策	回 答
	★(1) グループホーム・入所施設の拡充	
障がい福祉課	①障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。	障害福祉施設等の整備促進を目的に、国、県及び公益法人の補助金を受けて実施する障害福祉施設等の新築、増築、改築又は大規模修繕等の事業に対して、小牧市障害者福祉施設等補助金を交付して整備の促進を図っています。
障がい福祉課	②地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。	地域生活支援拠点の整備については、複数の機関が分担し、連携して機能を担う体制の整備を推進しております。
子育て世代包括支援センター	③ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。	ヤングケアラー問題については、令和3年度に愛知県において県内2割の学校に対して抽出アンケート調査を実施し、結果を公表しているところです。今後、本市においても市内小中学校を対象に抽出アンケート調査を実施することを検討していきます。
担当課	(2) 障害福祉サービスの支給時間	回 答
障がい福祉課	①暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。	支給時間については、家庭環境、体調その他様々な事項を勘案の上、支給決定を行うこととしております。
担当課	(3) 障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費	回 答
障がい福祉課	①障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。	障害福祉サービス等の利用に伴う自己負担割合は原則1割ですが、所得に応じて限度額が設けられており、住民税非課税世帯の場合は自己負担額は0円となります。給食費などについては、実費負担となります。
障がい福祉課	②障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。	厚生労働省が定めた基準に基づき障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を障がい者本人およびその配偶者としております。
担当課	★(4) 65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題	回 答
障がい福祉課	①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他法令による給付との調整規程に基づき、介護保険による保険給付が優先されます。当市においては利用者の障がいにより必要になる障害福祉サービスについては、介護保険サービスの支給量や内容などを考慮の上、支給決定を行うなど適切な運営に努めています。
担当課	(5) 障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成	回 答
障がい福祉課	①独自の人材確保の施策をすすめてください。	障害者自立支援協議会において、福祉職員を募集するための求職サイトの作成・運用や毎年「就職フェア」を開催することにより独自の人材確保の施策をすすめています。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2022/9/6

障がい福祉課	②地域生活支援事業の単価を引き上げてください。	地域生活支援事業の単価の引き上げについては県下各市の動向を見ながら判断してまいります。
障がい福祉課	③福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。	障害者自立支援協議会において、相談支援専門員等の質の向上を目指した研修会を開催し、人材育成を促進しています。
担当課	(6) 災害時の障害者・児の避難対策	回 答
障がい福祉課 福祉総務課 防災危機管理課	①福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。	福祉避難所は介護が必要な方など(避難行動要支援者)で、居宅・一般避難所での生活が困難な方の避難を想定しています。避難行動要支援者の個別避難計画作成を推進し、必要な方の避難ができるよう努めてまいります。
障がい福祉課 福祉総務課 防災危機管理課	②災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。	小牧市防災会議委員に小牧市社会福祉協議会が就任しており、災害時の障害者・児の避難等に関して連携を図り取り組んでいます。また、一部の地域では、地域住民が行う災害時における要支援者の安否確認訓練の支援や、地域の見守り体制整備の支援などの取組を進めています。
担当課	8. 予防接種について	回 答
保健センター	★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻疹(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。	おたふくかぜワクチンは、1回接種のみ平成23年10月から全額助成をしています。(本市では、すべての子どもが1回でも免疫をつけることができるようにと考えています。)小児科学会2回の接種が推奨されていますが、任意接種であることから、2回目の助成は考えておりません。インフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチンは個人の重症化予防の意味で接種するものであることから、補助制度については他市町村の動向を注視して検討してまいります。麻疹については、定期外接種として、全額助成を実施しています。
保健センター	②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、令和4年度より負担金を2,500円から2,000円に引き下げしており、なお2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることに関しては、国の考え方や他市町村の動向を参考に調査研究していきたいと考えます。
担当課	9. 健診・検診について	回 答
子育て世代包括支援センター	★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	平成30年4月1日出産以降の産婦を対象に産婦健康診査の助成を2回実施しています。
子育て世代包括支援センター	②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊婦歯科健診は、平成29年4月から市内の契約医療機関で受診することのできる受診券を1枚交付しています。また、産婦歯科健診は、4か月児健診時に母親歯科健診として1回実施しています。ともに自己負担はありません。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2022/9/6

保健センター	③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	現在、常勤1名、会計年度任用職員1名の歯科衛生士が配置されていますが、令和5年度については、常勤2名体制を考えています。乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた歯科保健の充実化を図っていきます。
担当課	10. 地域の保健・医療	回 答
保健センター	①保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。	保健師は、新生児から高齢者に至るまでの健診・検診、健康づくり事業健康支援（訪問・相談等）を実施しています。多くの問題が絡み合い解決困難な事例も多くなっており、対応の時間がかかっている現状や近年の新型コロナウイルス感染症の対応で業務量が増加していることから、令和3年度は令和2年度より3人増員、令和4年度は3人増員しています。
市民病院経営企画室	②地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。	小牧市民病院は、現段階において病床を削減する予定はありません。今後も尾張北部医療圏の急性期医療を担う医療機関としての役割を果たすとともに、質の高い医療の提供を継続できるよう努めます。
保健センター	③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。	看護師の確保については、春日井小牧看護専門学校を春日井市と小牧市で運営しており、看護師の育成、2市での看護師確保を実施しています。
	1. 国に対する意見書	
保険医療課	①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。	後期高齢者の医療費患者負担2割は、令和3年の通常国会において、医療保険制度における給付と負担の見直しを実施するとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代対応型の社会保障制度」の構築を目的に、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年10月1日より実施されるものであります。今後の動向については、国における議論を注視していく考えであります。
保険医療課	②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。	令和4年6月の全国市長会において、国保財政基盤強化のため、毎年の財政支援を今後も確実に実施するよう国に対し提言がされていることから、市として独自の意見書・要望書を提出する考えはありません。傷病手当、出産手当の創設については、考えておりません。
市民窓口課	③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。
介護保険課	④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。	国の負担割合は介護保険法で、給付や処遇改善などは厚生労働省の基準で定められています。介護が必要な方に、真に必要なサービスが提供されるよう、また安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう、県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険医療課	⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	令和4年6月の全国市長会においても、全国一律の子ども医療費助成制度の創設について提言がされていることから、市として独自の意見書・要望書を提出する考えはありません。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2022/9/6

障がい福祉課	⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。	地域生活拠点の整備については、複数の機関が分担し、連携して機能を担う体制の整備を推進しております。また、報酬単価については国において適切に定められていると考えています。
福祉総務課 保健センター 介護保険課	⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。	新型コロナウイルス感染症拡大の恐れがある中ではありますが、市民に対し健康の保持増進のため、健診事業、訪問指導、面接等は感染防止策を講じて実施を継続するほか、健康教室については、動画等の配信や定員を減らして実施するなど工夫して実施しています。また、介護施設に対して国からの情報の周知、緊急時に事業所等に配布する衛生用品の備蓄、感染症拡大防止対策の補助等の支援を行っているところであります。国からは新型コロナウイルス感染症対策として、様々な制度改正、財政支援策等が打ち出されているとこととであり、これらの動きを注視し、県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
担当課	2. 愛知県に対する意見書	回 答
	(1)福祉医療制度	
保険医療課	①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	本市においては、令和2年4月診療分より、高校生等（18歳年度末まで、※就業者含む。）の入院医療費について、現金給付で助成を開始しましたが、令和4年9月診療分からは、助成対象を通院医療費まで拡大するとともに、助成方法についても従前の現金給付（償還払）から現物給付（窓口無料化）とします。
保険医療課	②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。	平成26年10月診療分より、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持されている方については、入院・通院とも全疾病を助成対象としております。精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持されていない方についても自立支援医療（精神通院医療）については、県内の医療機関を受診される方については現物給付で、また、県外の医療機関を受診される方については、償還払で自己負担額を助成しております。
保険医療課	③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	【1】5④と同様です。
保険医療課	(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。	愛知県に対しては、意見書・要望書の提出について、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について	
保健センター 病院総務課	<p>①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください</p>
介護保険課	<p>②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください</p>
市民病院経営 企画室	<p>①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。</p>
介護保険課	<p>②地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。</p>